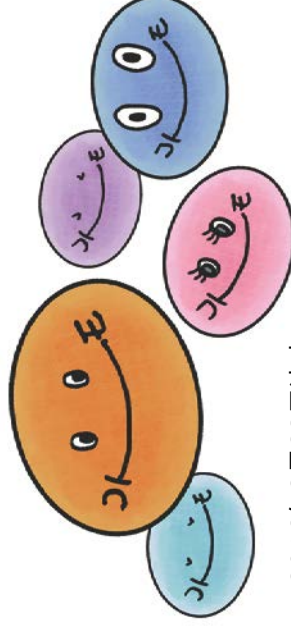


厚生労働省説明資料④

ひとり親家庭への支援施策について



※2016年2月23日決定

「すくすくサポート・プロジェクト」のロゴマーク

**厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室**

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (8 0 . 8 %) 死別 8 . 0 % (7 . 5 %)	離婚 7 5 . 6 % (7 4 . 3 %) 死別 1 9 . 0 % (1 6 . 8 %)
3 就業状況	8 1 . 8 % (8 0 . 6 %)	8 5 . 4 % (9 1 . 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 % (3 9 . 4 %)	6 8 . 2 % (6 7 . 2 %)
うち 自営業	3 . 4 % (2 . 6 %)	1 8 . 2 % (1 5 . 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 % (4 7 . 4 %)	6 . 4 % (8 . 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年(平成22年)の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

① 国が基本方針を定め、

② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

3

国の基本方針 → 自立促進計画（都道府県・市・福祉事務所設置町村が策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設による支援 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(全体像)

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援等
- 集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S Wの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成

支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス
- 支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の推進

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,764人 (常勤520人 非常勤1,244人) (相談件数) 738,001件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 38,304件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	(相談延件数) 72,750件
	家計管理・生活支援講習会等事業	(受講延件数) 12,918件
	学習支援事業	(利用延件数) 8,338件
	情報交換事業	(開催回数) 567回
	子どもの生活・学習支援事業	(利用延人数) 232,391人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 227か所 定員: 4,648世帯 現員: 3,789世帯 (児童 6,346人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 845箇所 トワイライトステイ実施 : 413箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成29年度末現在、母子生活支援施設:平成29年度末現在、子育て短期支援事業:平成29年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成29年度実績

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 <u>ハローワークによる支援</u> ・マザーズハローワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援制度 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 <u>母子家庭等就業・自立支援センター事業 (H15年度創設)</u> ・平成29年度自治体実施率:97.4%(112／115) ・相談件数:7万5,537件 ・就職実人数:5,497人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 <u>母子・父子自立支援プログラム策定事業 (H17年度創設)</u> ・平成29年度自治体実施率:64.4%(582／904) ・プログラム策定数:6,702件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 <u>自立支援教育訓練給付金 (H15年度創設)</u> ・平成29年度自治体実施率:94.5%(854／904) ・支給件数:1,965件 ・就職件数:1,619件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限、修学年数×20万円、最大80万円)を支給する。
5 <u>高等職業訓練促進給付金 (H15年度創設)</u> ・平成29年度自治体実施率:96.5%(872／904) ・総支給件数:7,312件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数:2,585人 (看護師989人、准看護師1,154人、保育士132人、介護福祉士43人等) ・就職者数:1,993人 (看護師873人、准看護師765人、保育士111人、介護福祉士31人等)	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算)を支給する。
6 <u>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (H27年度創設(補正))</u> ・平成29年度貸付件数 入学準備金:1,977件 就職準備金:821件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
7 <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (H27年度創設)</u> ・平成29年度自治体実施率:29.4%(266／904) ・事前相談:201件 支給件数:50件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。

(※) 115自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、904自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

母子家庭等自立支援給付金の拡充

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

ひとり親の資格取得を支援する取組

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金。
(毎月最大10万円、36月上限)

② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付。
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除。
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付。
(受講費用の6割、上限20万円)

拡充内容

○支給月額額の増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最後の1年間について増額。

住民税非課税世帯 10万円→14万円

住民税課税世帯 7万500円→11万500円

○支給期間の伸長

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間を36月から48月に伸長。

○貸付原資等の確保

平成31年度～平成34年度までの4年間分の貸付原資等を補助。
(平成30年度補正予算)

○対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加。

○支給上限の引上げ

上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、
20万円→80万円(20万円×修学年数)に引上げ。

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

(母子家庭) (父子家庭)

- 養育費の取決め率の増
- 養育費の受給率の増

約 4 3 % 約 2 1 %
約 2 4 % 約 3 %

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センター
に委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のため
の各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
- 〔相談時間：平日（水曜日を除く） 10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成30年度実績：・相談延べ件数：7,516件、・研修等の実施：80回

地方自治体（都道府県等）が
直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・
強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）
（参考）平成29年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合 計
47か所	20か所	45か所	112か所

- ・養育費等支援事業実施自治体数：105自治体
- ・養育費専門相談員による相談延べ件数：5,724件
- ・養育費専門相談員の設置：35か所、46名

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

目的

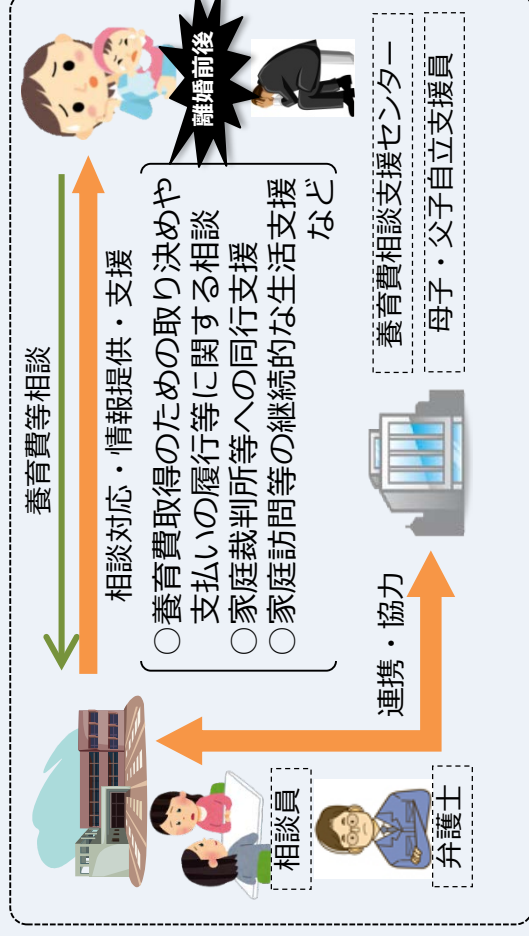
- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手續に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

実施体制・実施方法

- 養育費相談においては、養育費の取り決めに促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。
また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。
- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。



【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業（159億円）の内数

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

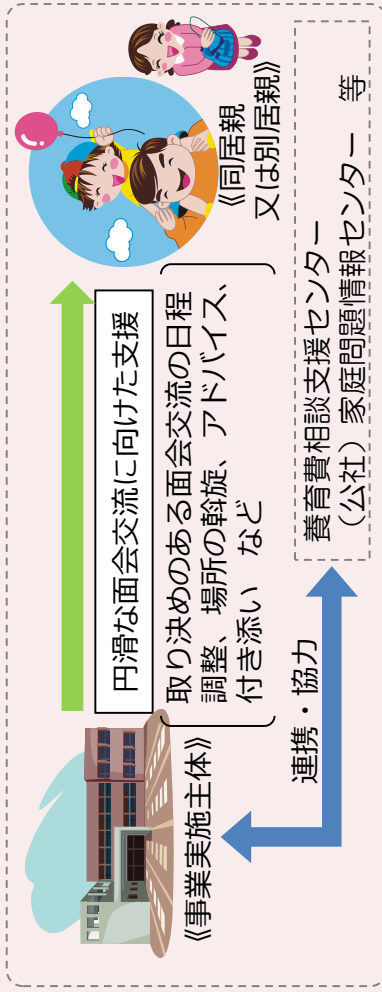
- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っている、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）
【補助率】 国1/2、都道府県等1/2
【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(159億円)の内数



	27年度	28年度	29年度
実施自治体数	5自治体	8自治体	9自治体（＊）
相談件数	602件	742件	1,205件
支援実施ケース数	21ケース	55ケース	77ケース

* 千葉県、東京都、熊本県、沖縄県、静岡県、浜松市、北九州市、高松市、明石市

離婚前後親支援モデル事業 【新規】（令和元年度～）

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

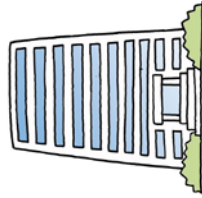
【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞



- 子どもの心情的理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能



児童扶養手当制度の概要

1. 目的	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）		
2. 支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。		
3. 支給要件	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。		
4. 手当月額（平成31年4月～）	・ 児童1人の場合 ・ 児童2人以上の加算額〔2人目〕 〔3人目以降1人につき〕	全部支給：42,910円 全部支給：10,140円 全部支給：6,080円	一部支給：42,900円から10,120円まで 一部支給：10,130円から5,070円まで 一部支給：6,070円から3,040円まで
5. 所得制限限度額（収入ベース）	・ 全部支給（2人世帯） ・ 一部支給（2人世帯）	160万円 365万円	
6. 受給状況	・ 平成30年3月末現在の受給者数	973,188人	（母：914,691人、父：53,814人、養育者：4,683人）
7. 予算額（国庫負担分）	〔令和元年度予算〕 2,074.8億円		
8. 手当の支給主体及び費用負担	・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3		

(H28年) 児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額 4 万 2 千円（平成27年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5千円、第3子以降については3千円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減させている。

改正の内容

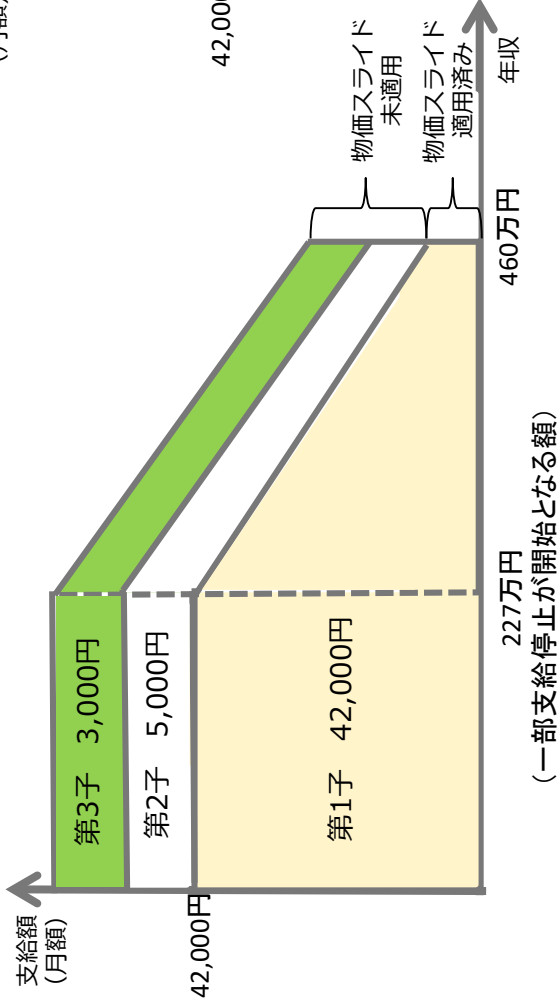
- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減（※）させる。

（※）支給額の逓減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。

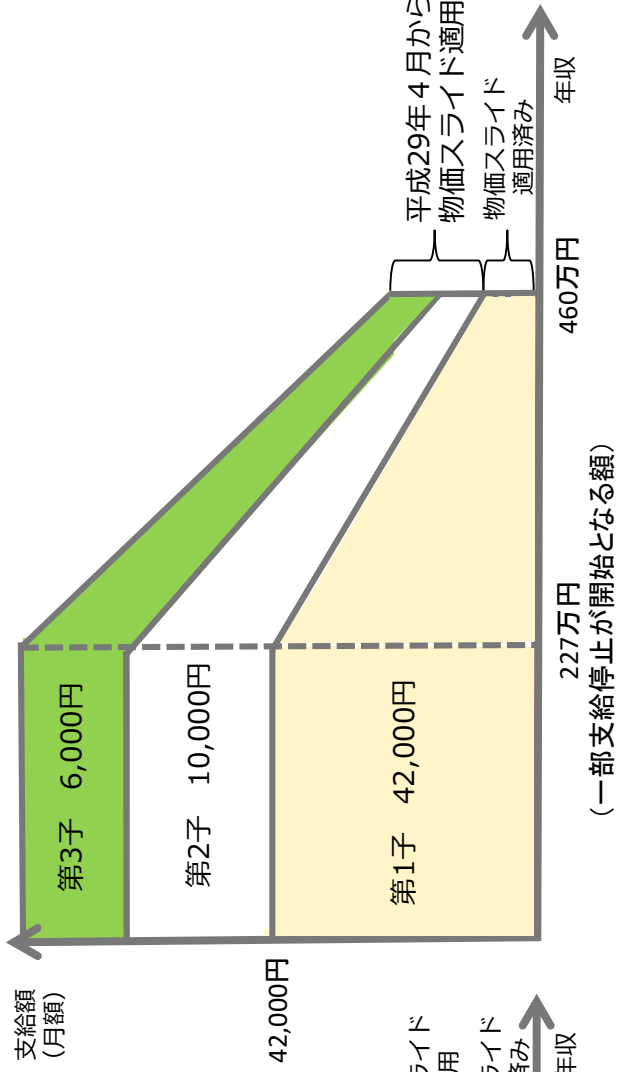
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

（例） 母1人子3人の場合のイメージ図

＜改正前＞



＜改正後＞



児童扶養手当所得制限金額の引き上げについて

娶概

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
- ※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施。
- 見直しにより、一部支給から全部支給となる者は約15万人、一部支給額が増額される者は約40万人（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果に基づく推計）。

2018年度 (平成30年度) 予算

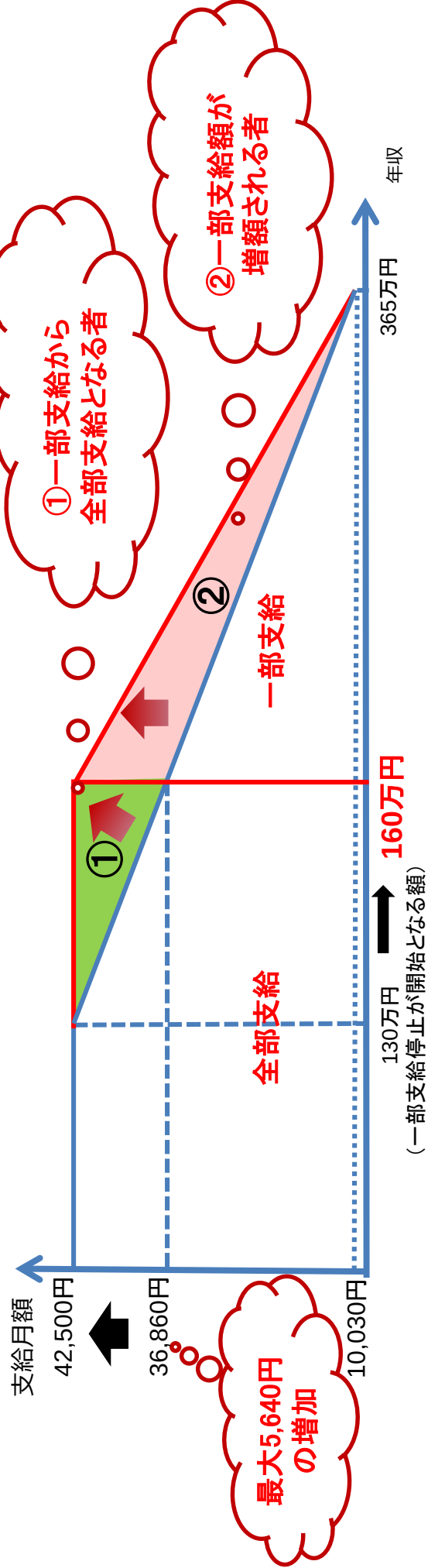
国費：1,711億円 (対前年度▲72.6億円) 地方：3,423億円 事業費：5,134億円

うち、所得制限限度額引上げによる所要額（4か月分）

国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円

(平年度化した場合) 国費: 44.5億円 地方: 89.0億円 事業費: 133.5億円)

(例) 所得制限限度額引上げのイメージ図 (扶養親族等の数が1人の場合)



児童扶養手当の支払回数の見直し

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払			8月支払			12月支払		
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
								9月
								10月
								11月

<見直し後>



奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払			8月支払			11月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
											12月
											2020.1月
											2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(令和元)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院・平成28年4月28日) 抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市
【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3
【令和元年度予算】31.2億円

貸付実績《平成29年度》

- ① 母子福祉資金：173億5,725万円（31,461件）
- ② 父子福祉資金：6億5,360万円（1,334件）
- ③ 寡婦福祉資金：3億3,248万円（507件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係